

「故人の戸籍謄本は、ココを見る！」

1) 平成6年式戸籍（現在の戸籍）「**まずは、この戸籍から！**」

全部事項証明書

本籍 氏名	埼玉県北本市東間 ○○○番地 埼玉 太郎 (被相続人)	ここが【転籍日】となっていたら、従前本籍地の戸籍を取得します。
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成19年3月30日 【改正事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【従前本籍地】福島県○○郡△△町	
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】大正13年10月14日 【父】埼玉 父男 【母】埼玉 母子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【出生日】大正13年10月14日 【出生地】埼玉県熊谷市曙町 【届出日】大正13年10月16日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】昭和18年7月10日 【配偶者氏名】東京 妻子 【従前戸籍】山口県山口市大内長野 ○○番地 埼玉 父男	
死亡	【死亡日】平成14年5月15日 【死亡時分】午前7時3分 【死亡地】埼玉県北本市 【届出日】平成14年5月16日 【届出人】親族 埼玉 一郎	
戸籍に記載されている者	【名】妻子 【生年月日】大正15年1月25日 【父】東京 父男 【母】東京 母子 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】大正15年1月25日 【出生地】東京都江戸川区中央 【届出日】大正15年1月27日 【届出人】父	

2) 昭和23年式戸籍 (改正原戸籍)

<p>大正拾参年拾月拾四日北本市東間〇〇〇番地で出生父埼玉父男届出同年同月拾六日受附入籍</p>										<p>本戸籍編製</p>		<p>婚姻の届出により拾八年七月拾日夫婦につき</p>		<p>籍 本 埼玉県北本市東間〇〇〇番地</p>	
<p>埼玉父男戸籍より入籍</p>										<p>東京妻子と婚姻届出昭和拾八年七月拾日受附群馬県吾妻郡六合村△△番地</p>		<p>群馬県吾妻郡六合村から入籍していますので、さらに前の戸籍に遡ります。</p>		<p>入籍が無ければ、ここで終了です。</p>	
<p>出生</p>										<p>母</p>		<p>父</p>		<p>名 氏</p>	
<p>大正拾参年拾月拾四日</p>										<p>母子</p>		<p>埼玉 父男</p>		<p>埼玉 太郎</p>	
<p>太郎</p>										<p>男</p>		<p>長</p>			

3) 大正4年式戸籍 (除籍)

<p>群馬母子ト婚姻届出明治参拾六年八月八日受附 昭和九年拾貳月壹日前戸主埼玉父男死亡ニ因リ家督相続届出同年拾貳月五日受附</p>										受附入籍	吾妻郡六合村△△番地ニ於テ出生父埼玉父男届出明治拾七年参月壹日	本籍 群馬県吾妻郡六合村△△番地	
<p>・・・家督相続届出・・・と なっていますので、この戸籍 は、昭和9年12月1日に作 られた戸籍となります。 被相続人の出生後に作られた 戸籍ですから、さらに遡りま す。出生前に作られた戸籍ま で遡れば終了です。</p>										<p>この戸籍が、被相続人の出生 前に作られた戸籍なら、ここ で終了です。</p>		主 戸 前	
出生		<p>埼玉太郎</p>				母	父	前戸主トノ 続柄	埼玉父男				
大正拾参年拾月拾四日						亡	亡	亡			埼玉父男 長男		
						母子	埼玉父男						
						男 長							